

2019年(平成31年)2月1日(金曜日)

無償で活動 公選法抵触の恐れ

三島市の土屋利絵市議(四七)が二〇一六年七月から、子ども食堂の会場として自宅の成真寺(大社町)を無償で貸したり、無償で活動を手伝ったりしていたことが分かった。専門家は公職選挙法(寄付行為の禁止)に抵触する恐れがあると指摘。土屋市議は本紙の取材に「場所を貸し、手伝ったが、運営に關与しておらず寄付行為に当たるとは思っていない」と答えた。

(佐久間博康)

静岡大教授 「環境整備に尽力を」

公選法は首長や議員が選挙区内の人に対する飲食物の差し入れなどのほか、無償で場所を貸し出したり、労務を提供したりすることを寄付行為として禁止している。子ども食堂は成真寺で一六年七月から昨年十二月までに十五回ほど実施。大人からは二百〜三百円の参加費を集め、子どもには無料で、カレーやバーベキュー、流しそうめんなどを提供していた。

土屋市議は成真寺の住職の妻で、二〇一一年の市議選で初当選し現在二期目。夫は政治団体「つちやりえ

と市政を良くする会」の代表に就いている。

土屋市議のフェイスブックには、子ども食堂の告知や開催報告の記事、参加者と撮影した写真が掲載されている。昨年十二月一日の子ども食堂のチラシには、問い合わせ先として本人の電話番号が記されている。

土屋市議は「貸したのは自宅部分ではなく、宗教法人が管理する寺の部分だ。手伝ったが、自分はお金の管理も食材の用意もしていない」と主張。ただ、昨年末に公選法に抵触する恐れがあるとの指摘を受けたた

め、今年一月に予定していた子ども食堂は休止。「売名行為ではなく、善意のもりだった。子どもたちの居場所になっており、休止は残念だ」と話す。

静岡大人文社会科学部の日詰一幸教授(行政学)は「議員は市として子どもの貧困にどう対応するのか議会で質問するなど、子ども食堂の活動が円滑にできるような環境整備に力を尽くすべきだ」と指摘。今回のケースについては「グレーな部分が多く、公選法に抵触する恐れがある」という。

三島市議 子ども食堂に会場貸与 「寄付行為とは思っていない」